

「わかやま健康と食のフェスタ2018」企画・設営等委託業務に係る プロポーザル実施要領

1 業務の概要

- (1) 事業名 「わかやま健康と食のフェスタ2018」企画・設営等委託業務
- (2) 事業目的 「わかやま健康と食のフェスタ2018」を開催することに伴い、より効果的な企画と運営を実施するために、会場設営等委託業者をプロポーザル方式で選定する。
- (3) 事業内容 「わかやま健康と食のフェスタ2018」開催に伴う会場設営等を中心とした業務（別紙仕様書参照）
- (4) 委託期間 委託契約締結日から平成30年11月30日（金）

2 見積限度額

5,464,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者を選考するために「わかやま健康と食のフェスタ2018」企画・設営等委託業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置します。

4 参加資格要件

次に掲げるすべての要件を満たす者とします。

- (1) 「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱」第3条に定める入札参加資格を満たす者で、業務種目 大分類「10企画・広告・手配」小分類4「大会・イベント企画運営」に該当する者
- (2) 和歌山県内に本店を有する者又は県内に支店等を有し、かつその長を代理人として選任している者
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置をうけていない者
- (4) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条例第1号の暴力団若しくは同条例第2号の暴力団員等と密接な関係又は禁固以上の刑に処され、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのない者若しくはその刑の執行を受けることのない者若しくはその刑の執行を受けることのない者若しくはその刑の執行を受けることのない者に該当しない者
- (5) 過去5年間で、本事業と類似業務の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者
- (6) 税金の未納でない者

5 スケジュール

実施要領等に関する質問受付締切	平成30年6月25日(月)
参加申込書受付締切	平成30年7月6日(金)
企画提案書受付締切	平成30年7月13日(金)
審査会	平成30年7月19日(木)
審査結果の通知	平成30年7月27日(金) 予定

6 実施要領等に関する質問書の受付及び回答

(1) 質問の受付

質問書は、別紙様式1によります。質問事項は、様式1枚につき1問です。

(2) 質問書の提出

ア 受付方法

FAX又は電子メール

イ 受付期限

平成30年6月25日(月) 17時(必着)

ウ 提出先

和歌山県福祉保健部健康局健康推進課

FAX 073-428-2325

電子メール e0412001@pref.wakayama.lg.jp

電話 073-441-2656

(3) 質問に当たっての注意

ア 下記に係る質問については受付しません。

- ・電話や来訪による口頭での質問
- ・提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準についての質問

イ メールで提出する場合

- ・タイトル(件名)を「わかやま健康と食のフェスタ2018」企画・設営等委託業務企画提案質問とすること。

ウ 質疑を行った事業者は必ず受信確認をしてください。

(4) 質問者に対する回答

平成30年7月4日(水)までに質問者に対してFAX又は電子メールで連絡します。

また、必要に応じて、和歌山県庁健康推進課ホームページ

(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/041200/index.html>)上に回答を掲載します。

7 参加申込書の提出

- (1) プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類を提出することとします。

- ア プロポーザル参加申請書（別紙様式2） 1部
- イ 会社概要及び類似事業発注実績（別紙様式3） 1部
- ウ 和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写し 1部

(2) 参加申込書の提出

- ア 提出方法
持参又は郵送
持参の場合の受付時間は、土日、祝日を除く平日10時から17時まで
郵送の場合は、書留必着
- イ 提出期限
平成30年7月6日（金）17時（必着）
- ウ 提出先
和歌山県福祉保健部健康局健康推進課
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地本館1階

8 企画提案書の作成

(1) 参加申込書を提出した事業者は、次のとおり企画提案書を提出することとします。

- ア 企画提案書（様式自由）・・・・・・5部
会場の配置図、ステージのイメージ図、ビッグホエールからビッグウエーブまでへ続く通路の装飾イメージ図は、必ず入れること。
用紙は、日本工業規格A4とする。
- イ 見積書（様式自由）・・・・・・5部
委託業務仕様書に基づいた事業の実施に直接必要となる経費とする。
見積書には、積算内容を詳細かつ具体的に記載すること。
消費税額及び地方消費税額を含むこと。
なお、あて先は、和歌山県知事とする。

(2) 企画提案書の提出

- ア 提出方法
持参又は郵送
持参の場合の受付時間は、土日、祝日を除く平日10時から17時
郵送の場合は、書留必着
- イ 提出期限
平成30年7月13日（金）17時まで（必着）
- ウ 提出先
和歌山県福祉保健部健康局健康推進課
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地本館1階
電話 073-441-2656（直通）

エ 留意事項

上記（１）ア「企画提案書」の内容については、契約候補者を選定するためのものであり、提案書どおりに実施するものではなく、和歌山県との協議により、実施内容を決定する。

上記（１）イ「見積書」の内容の経費等の金額については、市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。

審査会において、企画提案書等を使用してプレゼンテーションを実施すること。

（３）企画提案に際しての注意事項

ア 失格又は無効

下記のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる

- ・提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・実施要領に違反すると認められた場合
- ・その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

イ 著作権・特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

ウ 複数提案の禁止

提案者は、同一のテーマで複数の企画提案書の提出はできない。

エ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。また、差し替え又は再提出は認めない。

オ 費用負担

企画提案書の作成、提出、審査会への出席など企画提案に要する費用等は、すべて提案者の負担とする。

カ その他

- ・提案者は企画提案書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- ・提出された企画提案書等は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

9 審査

審査は、県が別に定める委員により組織された審査会が行う。

なお、契約候補者の選定にあたっては、審査項目に基づき、提案者によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審査の上、次のとおり契約候補者を選定す

る。

(1) 審査会

平成30年7月19日(木)

和歌山県庁 東館5階 会議室5-A(和歌山市小松原通1-1)

(2) 企画提案の所要時間

各参加者30分以内(プレゼンテーション20分・質疑10分)とする。

(3) 注意事項

ア 提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

イ 指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはしない。

(4) 審査項目及び評価内容

提案いただいた事業内容について、下記の項目に基づき数値(得点)で評価し、予算の範囲内において契約候補者を選定する。ただし、高得点の者が複数いる場合は、委員により組織された審査会において合議により決定する。なお、審査会において必要と認める審査項目を追加する場合がある。

(審査項目)

◎全体イメージ

◎ブース等配置(出展団体・企業にとって利用しやすく、来場者にとって来場しやすい配置になっているか。)

◎企画(オリジナリティ、集客力が期待できるか。)

◎運営体制

(5) 契約の締結

ア 契約候補者と和歌山県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、契約候補者と和歌山県との協議により最終的に決定する。

イ 契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

10 審査結果

審査結果は、平成30年7月27日(金)予定で全ての参加者に文書で通知します。

なお和歌山県のホームページにおいて、選定結果に関する下記の情報を公表します。

(1) 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

(2) 全提案事業者の評価点

(3) 最優秀提案事業者の選定理由

11 その他

本委託業務の成果品の著作権の全部（著作権法第27条及び第28条規定の権利を含む）は和歌山県に帰属するものとします。

1.2 問合せ先

和歌山県福祉保健部健康局健康推進課 健康対策班

担当者 上松 加藤

TEL 073-441-2656（直通）

FAX 073-428-2325

メール e0412001@pref.wakayama.lg.jp